

# 介護予防ギフトボックス

3カ月間 限定!

これからも元気で過ごし続けるために新しい「楽しみ」を見つけてみませんか。  
運動から文化活動までさまざまな教室をご紹介します。

## 教室の内容

○ウオーキング ○温水プール浴 ○ヨガ ○運動・体操教室  
○健康マージャン ○詩吟 ○水墨画 ○琴・三味線 など

**対象** 65歳以上で要介護認定を受けていない市民のかた  
※要支援認定を受けている場合には、参加できない教室もあります。

**実施期間** <後期>10月～令和6年3月 ※1教室3カ月間です。

**申し込み** パンフレットに記載されている各教室の申し込み先へ電話で

お好きな教室を選んで通常よりも  
**お得な体験価格**で参加できます。  
※教室ごとに料金がかかります。

## パンフレット配布施設

長寿支援課(第一本庁舎2階)、支所、川口駅前行政センター、たたら荘、地域包括支援センターなど

※詳細はパンフレット、市ホームページまたは「かわぐち元気ナビ」をご確認ください。

かわぐち元気ナビ



市ホームページ



ヨガ・ジャスミン



太極拳 和楽の会



お三味線・琴教室

問い合わせ…長寿支援課 ☎048-271-9745 FAX048-259-7668

## 事業者の皆さまへ /

### 個人住民税は給与からの特別徴収が原則です!

個人住民税の特別徴収とは、事業者(給与支払い者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引いて、納入していただく制度です。

事業者の皆さまは全ての従業員の個人住民税を特別徴収していただく必要があります、下記のことについてご対応をお願いします。

- 特別徴収税額の納入、給与支払報告書・給与所得者異動届出書の提出は、**簡単・便利なeLTAX(地方税ポータルシステム)**をぜひご利用ください。
- 従業員の退職などがあった場合は、必ず「**給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書**」の提出をお願いします。  
※各種申請書は市ホームページからダウンロードできます。
- なお、従業員の退職などにより特別徴収できなくなった場合の**未徴収税額は次のとおり、一括徴収・納入をお願いします。**
  - ▶6～12月の間に退職  
従業員などからの申し出により、未払いの給与・退職手当などから一括徴収・納入
  - ▶1～4月の間に退職  
従業員などからの申し出にかかわらず、未払いの給与・退職手当などから一括徴収・納入

※制度や手続きなどの詳細は、下記までお問い合わせください。

eLTAXの利用方法は  
こちらから!



問い合わせ…市民税課 ☎048-259-7634・7635・7636 FAX048-258-1684  
埼玉県 個人県民税対策課 ☎048-830-2647